

記載要領等**相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書****《使用目的等》**

この届出書は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合で、次の1又は2に掲げるときに使用してください。

- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。

- 2 次のA又はBの場合

A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

- (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
- (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。

《記載要領等》

- 1 この届出書には付表1、2の1、2の2及び2の3がありますのでご注意ください。

なお、付表2の1、2の2及び2の3は、令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

- 2 この届出書の添付書類は『「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧』のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

＜相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書 記載要領等＞

- 3 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。
- 4 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。
- 5 《使用目的等》2 に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。